

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（**第二十九条**関係）

（※）「現行」は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）第七十九条の規定による改正後の規定

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 削除</p> <p>二 二七（略）</p> <p>十八 削除</p> <p>十九 四五（略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>		<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第五項</p> <p>二 二七（略）</p> <p>十八 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第五項</p> <p>十九 四五（略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>	
（削る）	（削る）	児童福祉法 第二十条第 五項	その主務大臣
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	母子保健法 第二十条第	その主務大臣
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	独立行政法人国立病院機構 第二十条第	独立行政法人国立病院機構

理学療法士 及び作業療 法士法施行 令第十六条 の表第十一	設置者 所管大臣	(略)	第一項の項 び第十四条 二項の項及 第十三条第 一項の項、 第十三条第 十一條の表 第十三条第 一項の項、 第十三条第 十一條の表	師看護師法 施行令第二 十一條の表 第十三条第 一項の項、 第十三条第 十一條の表	保健師助産 師看護師法 施行令第二 十一條の表 第十三条第 一項の項、 第十三条第 十一條の表	(略)	(略)	医療法施行 令第一条	(略)	主務大臣
		(略)							(略)	
理学療法士 及び作業療 法士法施行 令第十六条 の表第十一	設置者 所管大臣 を 設置する独立行政法人国 立病院機構	(略)	第一項の項 び第十四条 二項の項及 第十三条第 一項の項、 第十三条第 十一條の表 第十三条第 十一條の表	師看護師法 施行令第二 十一條の表 第十三条第 一項の項、 第十三条第 十一條の表	保健師助産 師看護師法 施行令第二 十一條の表 第十三条第 一項の項、 第十三条第 十一條の表	(略)	(略)	医療法施行 令第一条	(略)	独立行政法人国立病院機構
		(略)							(略)	

理学療法士 及び作業療 法士法施行 令第十六条 の表第十一	設置者 所管大臣	(略)	第一項の項 び第十四条 二項の項及 第十三条第 一項の項、 第十三条第 十一條の表 第十三条第 十一條の表	師看護師法 施行令第二 十一條の表 第十三条第 一項の項、 第十三条第 十一條の表	保健師助産 師看護師法 施行令第二 十一條の表 第十三条第 一項の項、 第十三条第 十一條の表	(略)	(略)	医療法施行 令第一条及 び第四条の 五	(略)	主務大臣
		(略)							(略)	
理学療法士 及び作業療 法士法施行 令第十六条 の表第十一	設置者 所管大臣 を 設置する独立行政法人国 立病院機構	(略)	第一項の項 び第十四条 二項の項及 第十三条第 一項の項、 第十三条第 十一條の表 第十三条第 十一條の表	師看護師法 施行令第二 十一條の表 第十三条第 一項の項、 第十三条第 十一條の表	保健師助産 師看護師法 施行令第二 十一條の表 第十三条第 一項の項、 第十三条第 十一條の表	(略)	(略)	医療法施行 令第一条及 び第四条の 五	(略)	独立行政法人国立病院機構
		(略)							(略)	

(略)	第一項の項 及び第十三条 二項の項及 第十二条第 一項の項、 第十二条第 十七条の表 第十二条第 一項の項、 第十二条第 十七条の表 視能訓練士 法施行令第 十七条の表 設置者 所管大臣	(略)	(略)	条第一項の 項、第十一 条第二項の 項及び第十 二条第一項 の項
(略)	立病院機構 を設置する独立行政法人国 立病院機構	(略)	(略)	

(略)	第一項の項 及び第十三条 二項の項及 第十二条第 一項の項、 第十二条第 十七条の表 第十二条第 一項の項、 第十二条第 十七条の表 視能訓練士 法施行令第 十七条の表 設置者 所管大臣	(略)	(略)	条第一項の 項、第十一 条第二項の 項及び第十 二条の項
(略)	立病院機構 を設置する独立行政法人国 立病院機構	(略)	(略)	